

特定生産緑地（八千代市）の変更

八千代市告示 第304号

生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地及び法第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地を法第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和4年11月22日

八千代市長 服部友則



1 指定箇所

番号	生産緑地番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日	指定図番号
R4-127	61号大和田新田第53生産緑地地区	八千代市大和田新田字庚塚地内	約0.07ha	令和14年11月24日	17

2 解除箇所

番号	生産緑地番号	位置	既指定面積	解除する面積	解除後面積	指定図番号
R4-4	8号吉橋第6生産緑地地区	八千代市吉橋字内野地内	約0.20ha	約0.20ha	約0.00ha	2
R4-58	113号上高野第1生産緑地地区	八千代市上高野字大野地内	約0.15ha	約0.06ha	約0.09ha	28

3 指定区域

指定区域及び解除区域は特定生産緑地（八千代市）指定図表示のとおり。